

# 河合町議会会議録

令和5年 3月14日 開会

河合町議会

## 令和5年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

### 第4号（3月14日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○議案第3号の委員長報告、討論、採決	4
○議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第19号、議案第20号、議案第22号の委員長報告、討論、採決	5
○議案第5号、議案第6号、議案第24号、報告第1号の委員長報告、討論、採決	9
○議案第9号から議案第16号の委員長報告、討論、採決	12
○議員発議第3号の上程、説明、討論、採決	21
○議員発議第4号の上程、説明、討論、採決	22
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	23
○閉会の宣告	23
○署名議員	25

令和5年3月14日（火曜日）

（第4号）

## 令和5年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第4号)

令和5年3月14日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第 3号 令和4年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第 4号 令和4年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 3 議案第 7号 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 4 議案第 8号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第19号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第20号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第22号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5号 令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 6号 令和4年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第24号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について
- 日程第11 報告第 1号 権利放棄の報告について
- 日程第12 議案第 9号 令和5年度河合町一般会計予算について(別冊)
- 日程第13 議案第10号 令和5年度河合町国民健康保険特別会計予算について(別冊)
- 日程第14 議案第11号 令和5年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第15 議案第12号 令和5年度河合町下水道事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第16 議案第13号 令和5年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第17 議案第14号 令和5年度河合町介護保険特別会計予算について(別冊)
- 日程第18 議案第15号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について(別冊)

冊)

日程第19 議案第16号 令和5年度河合町水道事業会計予算について(別冊)

日程第20 議員発議第3号 河合町議会基本条例の一部を改正する条例について

日程第21 議員発議第4号 河合町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで議事日程に同じ

---

### 出席議員(13名)

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	清原正泰	参事	横山泰典
企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本 剛
総務部次長	小野雄一郎	財政課長	新井俊洋

---

### 会議に従事した事務局職員

局長心得 高根亜紀 主 事 平井貴之

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。令和5年第1回定例会を再開いたします。

本日の定例会最終日におきましても、飛沫感染防止のため、各委員長報告及び討論の際は、着席のままで対応をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告

○議長（谷本昌弘） 本日、議会運営委員会を開会していただいております。馬場千恵子議会運営委員長より報告をお願いします。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） おはようございます。

本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、総務常任委員会で審議されました議案第3号。

厚生常任委員会で審議されました議案第4号、第7号、第8号、第19号、第20号、第22号。

そして、経済建設常任委員会で審議されました議案第5号、第6号、第24号、報告第1号。

また、予算審査特別委員会で審議されました議案第9号から第16号、議員発議第3号、第4号を上程いたします。

また、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査が上程され、逐次審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたします。

---

### ◎議案第3号の委員長報告、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第1、議案第3号を総務常任委員会に付託しておりますので、坂本博道総務常任委員長より報告をお願いします。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(谷本昌弘) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月1日の本会議において当委員会に付託されました議案第3号について、3月6日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第3号 令和4年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

財産管理の庁舎LED照明リースを昭和5年度で建設費用として支出する変更にあたり、全額にしてどれくらい有利なのか、また寿命等について質疑があり、当初、令和4年度、リースで年間308万8,000円予算計上していたが、工事を実施した場合の事業費は2,100万円で、有利な財源として地方債の充当率が90%、そのうち50%交付税が算入されるため、実質町負担額は1,155万円となる。一方、リースの場合は、例えば5年リースにした場合、1,544万円になる。また、耐用年数については、法定耐用年数が15年になっているが、リースによる照明器具の交換年数は約10年となっているため、10年と考えているとの答弁がありました。

また、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金とまほろば環境衛生組合負担金の減額理由について質疑があり、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金は、現在、建設工事が進められているが、そのうち電力工事が当初は補助金対象外であったが、その後、補助金に含まれることとなったため、また、まほろば環境衛生組合負担金の減額理由としては、派遣職員の人件費と委託料の減額によるものとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は2名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第3号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより、議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第3号 令和4年度河合町一般会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第19号、議案第20号、  
議案第22号の委員長報告、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第2、議案第4号、日程第3、議案第7号、日程第4、議案第8号、日程第5、議案第19号、日程第6、議案第20号、日程第7、議案第22号を厚生常任委員会に付託しております。梅野美智代厚生常任委員長より報告をお願いします。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月1日の本会議において当委員会に付託されました議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第19号、議案第20号、議案第22号について、3月6日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第4号 令和4年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

高額療養費の2,000万円の増額理由及び減収についての質疑があり、令和3年度の実績3,169件に対し、令和4年度は3,036件と件数は減っているものの、1回当たりの単価が上昇



していることが要因。これはコロナ禍による受診控えが解消しつつあることによるものと考えている。また、今後の予算編成の見通しとしては、コロナ禍前の令和元年の水準に回復していくと見込んだ予算編成を検討していくとの答弁がありました。

その他、委員外議員からの質疑は2名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第7号 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

地域密着型介護サービス給付費で減額となっている人が人数の変動や施設入所を予防する地域での取組はあるのかと質疑があり、当初の計画では83人の予定であったが、令和4年度においては56人の見込みとなり、地域での取組については、通いの場であるしゃきつと教室や地域包括センターが相談に応じたりして、生きがいつくりや社会参加をしてもらうような体制を取っているとの答弁がありました。

その他、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第8号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出の200万円の増額は、国民健康保険者からの移行が理由なのかとの質疑があり、国民健康保険者から後期高齢保険者への移行と転入者を含め、約30名増えた納付金との答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第19号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、理事者より説明を受け、それぞれ審議を行いました。

安全計画とかを策定することになっているが、今後、策定するのかとの質疑があり、現在は、保育マニュアル、けが対応マニュアル、発達支援マニュアル、学童災害時行動に関するマニュアルで対応しているが、令和5年に入ったら策定する予定となっているとの答弁がありました。

その他、委員外議員からの質疑は2名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第20号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、理事者より説明を受け、それぞれ審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第22号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、理事者より説明を受け、それぞれ審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（谷本昌弘） 議案第4号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 異議なしと認めます。

これより、議案第4号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第4号 令和4年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論いたします。

地域支援事業費の在宅医療介護推進事業費481万9,000円の全額を減額する内容も含まれております。この事業については、毎年予算計上しては全額減額補正しております。事業そのものを否定するものではありませんが、事業計画が明確でないと云わざるを得ません。財源には一般会計からの繰入金92万8,000円も含まれており、結局、一般会計予算の無駄な計上と云わざるを得ません。このような予算計上と減額補正については認め難く、反対させていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） ないようですので、続けます。

これより、議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第7号 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

これより、議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第8号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

これより、議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第19号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

これより、議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第20号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

これより、議案第22号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第22号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号、議案第6号、議案第24号、報告第1号の委員長報告、

##### 討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第8、議案第5号、日程第9、議案第6号、日程第10、議案第24号、日程第11、報告第1号を経済建設常任委員会に付託しております。佐藤利治経済建設常任委員長より報告を求めます。

○4番(佐藤利治) はい、委員長。

○議長(谷本昌弘) 佐藤議員。

○4番(佐藤利治) 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月1日の本会議において当委員会に付託されました議案第5号、議案第6号、議案第24号、報告第1号について、3月7日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第5号 令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第6号 令和4年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、質疑を行いました。

公共下水道事業費及び流域下水道事業費減額の詳細について質疑があり、下水道維持費においては、流域下水道維持管理費の負担金となり、県の浄化センターの経費で第4期汚水の流量を見込んだところ減額となった。公共下水道建設費の使用料及び賃借料は、公営企業会計システムが県と連動となるが、令和5年度からとなり、令和4年度は不要となったため、また、工事請負費は、泉台マンホールポンプ改修工事の額が確定のため、流域下水道事業費負担金においては、県の建設事業費の額が確定したためとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第24号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

報告第1号 権利放棄の報告については、理事者より説明を受け、質疑を行いました。

放棄した理由の中で、相当の期間を経ても債務の履行の見込みがないと認められたときとある相当期間とは何年なのかとの質疑があり、期間としては3年との答弁がありました。

委員外議員からの質疑は3名の方がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第5号について、討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより、議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第5号 令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） これより、議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第6号 令和4年度河合町下水道事業特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号について、討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

当初の県の計画から見ると、幾つかの自治体が参加しないなど、各自治体の住民に理解を得られる独自の検討が求められています。その点で、水道料金のシミュレーションなど町独自の試算がまだ示されていない、十分納得できる状態ではありません。そもそも住民に身近で声が反映される制度になるか不安もあります。この企業団設立準備協議会に参加すると戻れないとのことであり、懸念する意見もあることを示すためにも、この議案には反対いたします。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 討論を終結します。

これより、議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第24号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議については委員長報告のとおり可決されました。

報告第1号について、討論を省略することに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

報告第1号については、報告済みといたします。

---

#### ◎議案第9号から議案第16号の委員長報告、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第12、議案第9号、日程第13、議案第10号、日程第14、議案第11号、日程第15、議案第12号、日程第16、議案第13号、日程第17、議案第14号、日程第18、議案第15号、日程第19、議案第16号を予算審査特別委員会に付託しております。常盤繁範予算審査特別委員長より報告をお願いします。

○2番(常盤繁範) 議長。

○議長(谷本昌弘) 常盤議員。

○2番(常盤繁範) では、委員長報告をさせていただきます。

去る3月1日の本会議において当委員会に付託されました議案第9号から議案第16号までの8議案について、3月9日においては午前9時30分から午後5時50分まで、10日においては午前9時30分から午前4時までの2日間委員会を開会しましたので、その結果について報告いたします。

議案第9号 令和5年度河合町一般会計予算について、歳出については、幾つかの事業委託料について、計上される予算額に対して委託内容が適正であるか多くの質疑があり、歳入については、財産収入、町有地等売払い収入の計上について、その計上に至るプロセスが不十分であるとの指摘により多くの審査時間を割くことになりました。また、その財産収入の計上に関連して、財政調整基金繰入金計上額について、精査された計上額であるかの疑義が生じ、多くの質疑がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第10号 令和5年度河合町国民健康保険特別会計予算について、疾病の早期発見が町民の健康維持につながる見解に基づき、助成金事業について質疑がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第11号 令和5年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、この事業は、令和6年度末に事業解散を予定している事業です。精算する内容確認の質疑がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第12号 令和5年度河合町下水道事業特別会計予算について、下水道ストックマネジメント事業、公共下水道管耐震化工事概要の確認などの質疑がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第13号 令和5年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について、水洗化率向上を基とした1申請当たりの貸付金増額について確認の質疑がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第14号 令和5年度河合町介護保険特別会計予算について、町単独事業拡大について可能性を問う質疑がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第15号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について、さきの事業同様、町単独事業について可能性を問う質疑がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第16号 令和5年度河合町水道事業会計予算について、この事業の総資産額、内部留保資産額、令和5年度末の償還残高について確認の質疑、予定される圏域水道事業参入に伴う内部留保資産の取扱いについて質疑がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

最後に、3月1日に議会より付託された特別委員会委員長として、3月8日に西和7町に対して出された公共施設等への爆発予告文に対応するため、委員会日程が1日順延、予備日なしの形で開催されたこともあり、定められた会期日程を遵守すること、併せて円滑な審査が行われることを基とし、質疑、答弁、双方に発言内容を整理する、加えて、発言内容の内容確認を複数回行いました。これは発言権に抵触する可能性があり、この場をもって謝罪いたします。申し訳ございませんでした。

以上、当委員会に付託されました議案第9号から議案第16号までの審議結果について報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第9号について、討論を省略し、採決を行います。異議ございませ



んか。

(「討論お願いします」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 反対討論させていただきます。

年度当初予算は、町長の新年度の政治方針を示すもので、それへの態度は、基本的に全てお任せするかどうかとなります。その上で、この予算の中で教育の分野では、国の制度に先行して小学校6年生まで35人学級の取組を、この補助金はなくなる中で継続するための予算の計上、また、18歳までの医療費助成制度を拡充するための予算の計上などは評価したいと思います。

来年度予算では、コロナ後の取組も問われてまいります。物価高の下で、給食の質を落とさず、給食費の値上げを抑えるために補助している措置を国の補助がなくなると新年度ではやめる内容になっています。給食費の値上げをしない予定としながらも、財源確保は現場努力ということで、質の低下や値上げにもつながりかねません。

また、高齢者のインフルエンザ予防接種無料もコロナ補助がなくなるのでやめる内容です。また、一部の借金返済を先送りした分の元金返済が始まり、3億2,000万円が一気に増加し、数年継続され、財政指標悪化の要因となります。また、財源確保のため、十分見込みが確定していない町有地売払い等、売払い収入を計上しています。また、財政調整基金の繰入れの在り方も問われてきます。まさにこの間の財政運営の評価も問われる予算と言えます。

また、国保、水道など町民の声が反映しにくい県の広域化方針を前提にした事業運営となっており、全体としては、暮らし、医療、介護、子育て、安全など、財政状況の厳しさはあるとはいえ、住民の願いを反映して、国・県の制度の不十分、悪い部分を超えるものとはなっていないと思っております。

以上により、当初の予算として全てをお任せするということはできず、国・県の言いなりでなく、安心して住み続ける河合町づくりのために、そして住民の立場に立ちながら財政の健全化を進めるため、この令和5年度一般会計当初予算には認め難く、反対をします。

なお、当初予算に反対という意味ではですが、年度途中の補正予算については、運営上の実務的な補正など必要な場合は、当初予算に反対しながらも個別に判断するという立場であるということも申し添えておきたいと思っております。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長(谷本昌弘) ほかにございませんか。

○9番（大西孝幸） はい、賛成討論。

○議長（谷本昌弘） 賛成討論、はい。

○9番（大西孝幸） 令和5年度当初予算、この予算は、住民の方は、1年間、住民サービス等、いろんな意味において関わりの深い当初予算です。その中でも住民の命を守る内水対策事業の予算、また、そして第3小学校の利活用の予算も含まれています。第3小学校の利活用の今後の在り方についても、住民の方がそれぞれ全員が集えるような、また、そして災害時には助け合える、思いやりが持てるような、そんな施設になってほしいという思いを込めて賛成とします。

以上です。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

賛成、反対ですか。

○7番（長谷川伸一） 反対討論させていただきます。

○議長（谷本昌弘） 反対討論、はい。

○7番（長谷川伸一） 反対討論させていただきます。

歳入歳出ともに当初予算案77億3,000万、令和4年度予算繰越明許費4億8,648万を加えますと約82億1,600万円となります。河合町民の暮らしに直結する重要な施策が織り込まれた大型予算と強く認識、理解しております。

次の点、部分修正を求めます。

歳入、財産収入、財産売払い収入として、西大和配水池跡地売却予定額6,700万円を組み入れております。また、令和4年度、令和5年度の予算としまして、財政調整基金から取崩し額2億4,450万7,000円となっております。これを6,700万円を撤回し、財政調整基金取崩し額に相当額を増額することを求めます。

以上が私としての反対の理由でございます。

○議長（谷本昌弘） ほかに。

○11番（岡田康則） はい。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 賛成討論をさせていただきます。

厳しい予算の中、新しい事業、高齢者免許証自主返納支援事業、通学路支援、通学路交通

安全施設整備事業、そして2中の外壁応急工事、しかし、2中、2小、第2小学校旧プールの除去、2中の雨漏り、天井の雨漏り、そういう子供たちの安全に対する事業を早急にしていただくことを申し添えて、しかし、賛成討論をさせていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほか。

佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ああ、いいです。

○議長（谷本昌弘） よろしいですか。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 討論を終結いたします。

これより、議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 可決です。

（「何対何」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 賛成多数で可決いたします。

よって、議案第9号 令和5年度河合町一般会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号について、討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

今回の予算は、令和6年の県単位化に向け、保険税を令和5年度は据え置くが、県の統一保険料に合わせるために、令和6年度に10%余りの大幅引上げを前提とした予算となっています。住民の命と健康を守るセーフティネットとして県が求める納付金を納めながらも、4億円余りの財政調整基金を活用して子供の均等割免除など、保険者としての施策も反映した予算としてほしく、当初予算としては認め難く、反対させていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(谷本昌弘) 討論を打ち切ります。

これより、議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第10号 令和5年度河合町国民健康保険特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号について、討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

○10番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(谷本昌弘) 馬場議員。

○10番(馬場千恵子) 反対討論をお願いします。

○議長(谷本昌弘) はい。

○10番(馬場千恵子) 第11号について反対討論いたします。

この事業については、回収組合が貸付の回収を行っています。町としての借金の返済は、終了はしていますが、まだ個人と個人の貸付については多く残っているのが現状です。令和6年に組合が解散した後は、回収組合に代わって町が行うようになりますが、その見通しなど、計画を持って進めて取り組むことが求められています。今回、債権の放棄が2件ありましたが、今後、町が行うようになることで債権放棄が増えることのないように、取組を一層強めることが求められています。今後、町が取り組むに当たり、この事業そのものがどうであったのか、そのような検証も必要かという思いで反対討論といたします。

○議長(谷本昌弘) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(谷本昌弘) 討論を打ち切ります。

これより、議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第11号 令和5年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号について、討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

(「討論お願いします」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 反対討論させていただきます。

住民生活にとって重要な予算ではあります。水道管耐震化工事計画の見直しで、一般会計からの繰入れの在り方の再検討など必要なことをこの間してきてまいりましたが、はまだ具体化されていないという状況でもあり、今回の予算については、当初予算としては反対をさせていただきます。

○議長(谷本昌弘) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(谷本昌弘) 討論を打ち切ります。

これより、議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第12号 令和5年度河合町下水道事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号について、討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

これより、議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第13号 令和5年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号について、討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

(「討論お願いします」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 令和5年度は、第8期介護事業計画の最終年度です。基金を活用して3年間のスパンで介護保険料を引き上げていないことは評価をしてみました。しかし、要介護者の状況からも、より一層住民のニーズに合った取組が求められています。また、独自の負担軽減の措置も必要ですが、その予算にはなっておりません。また、住宅在宅医療介護連携推進事業は、事業計画が明確でないまま漫然とした予算計上で、一般財源の無駄にもつながっていると言わざるを得ません。国の制度ではありますが、介護保険制度の問題点や介護保険外し、負担増、生活援助への縛りなど、基本的にはそのまま進めるという予算であり、当初予算としては認め難く、反対をさせていただきます。

○議長(谷本昌弘) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(谷本昌弘) ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第14号 令和5年度河合町介護保険特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号について、討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

○10番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(谷本昌弘) 馬場議員。

○10番(馬場千恵子) 議案第15号について反対討論したいと思います。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月、2008年に導入されてから15年が経過しています。75歳以上の高齢者を別枠にし、広域連合で運営され、後期高齢者の健康の自己負担軽減もなく、高齢者に負担を強いています。高齢者が生き生きと過ごせるよう健診の充実など、住民の声が反映できるようにすべきです。また、医療費の窓口払いも1割から2割になり、負担も大きく、健康を守る上で多くの課題が残っています。高齢者の命と健康を守る立場で反対

討論といたします。反対といたします。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 討論を打ち切ります。

これより、議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第15号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号について、討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

住民にとっても、これも重要な予算です。しかし、まだ町としての水道ビジョンなどが明確でないというふうに思います。同時に、広域化に向けて、まだまだしっかりとした検討が必要であるというふうにも思っております。そういう点で、今回の予算、そういう流れとしては、広域化を前提とした予算ともなっており、当初予算としては反対をさせていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） ないようです。討論を打ち切ります。

これより、議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第16号 令和5年度河合町水道事業会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議員発議第3号の上程、説明、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第20、議員発議第3号 河合町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お手元に配付のとおり所定の賛成者がございます。

提出者の坂本博道議員の説明をお願いします。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今期の議会では、議会における最高規範として議会基本条例を制定いたしました。そして、基本条例の第33条、議員定数、第34条、議員報酬の規定を踏まえ、議員定数、議員報酬について論議を、議論を行ってきました。

その結果として、定数は1名減、そして報酬の削減、議長、副議長の期末手当の原則は変えないが、当面の措置としての削減などを決め、条例改正を行ってきました。このこと自体は、住民の議会への期待、批判、要望に応える取組でもありました。同時に、自らの議会議員活動の見直し、議会改革の取組でもありました。そして、議会議員が主権者である住民の付託に応えられる活動を進めるために、定数や報酬も含め、自らの活動の在り方を見直し、議会改革を進めることは継続的な課題です。

今回、このような趣旨も踏まえ、定数、報酬、そして当面の措置も含め、議会議員活動の在り方の検討を最高規範である議会基本条例の下で自己運動として継続的に行われるようにするために、議会基本条例第33条、第34条の一部改正を提案するものです。

なお、本条例は令和5年5月1日から施行させていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

討論を省略し、採決を行います。

議員発議第3号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議員発議第3号 河合町議会基本条例の一部を改正する条例については可決されました。



---

◎議員発議第4号の上程、説明、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第21、議員発議第4号 河合町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

お手元に配付のとおり所定の賛成者があります。

提出者の長谷川伸一議員の説明をお願いします。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 河合町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてご説明します。

この度、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、河合町でも令和5年4月から個人情報の保護に関する法律が適用されることとなりました。一方、議会は、同法の適用除外となるため、別途議会における個人情報の保護に関する規定を整備する必要があります。このため、議会における個人情報保護条例を制定しようとするものでございます。

本条例案は、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護するため、個人情報の取扱いやその会議、訂正、利用停止及び審査、請求等の手続、また審査会への諮問、罰則等について定めるものであり、議会における個人情報の保護に資するものであると考えます。

議員各位におかれましては、この趣旨をご理解いただきまして、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものとします。

以上です。

○議長（谷本昌弘） 討論を省略し、採決を行います。

議員発議第4号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議員発議第4号 河合町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については可

決されました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（谷本昌弘） 日程第22、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続して行いたい旨がございます。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（谷本昌弘） 以上で、今期定例会に付議されました案件全て議了いたします。

よって、令和5年第1回定例会は、ただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 常 盤 繁 範

署 名 議 員 梅 野 美智代